

## 福井市議会基本条例

地方自治における議会は、市長と同様に住民の直接選挙で選ばれた議員によって構成され、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割と責任を担っています。

福井市議会は、二元代表制の一翼を担うものとして、その責務を認識するとともに、自らの責任において自治体運営が求められる時代を見据え、市民に対して説明責任を果たし、多様化している市民の意向を的確に把握するために議会報告会を開催するなど、市民に開かれた議会を構築します。また、合議制の議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との緊張関係を保ちつつ、議員間の自由かつ達な討議を進めることで議論を深め、市政運営の監視機能及び自らの政策立案機能をより高めます。

よって、福井市議会は、意思を一つにして議会力を高めるとともに不断の改革に努め、先人が幾多の困難を乗り越え築いてきた不死鳥福井の伝統を受け継ぎ、「市民に身近で信頼される議会」、「進んで行動する議会」となるよう基本的事項を定め、議員全員の総意の下、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会について、その役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等を定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれ、信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市長等の事務が適正に執行されているかを監視し、評価すること。
- (4) 議案の審議若しくは審査又は調査を行うほか、政策立案及び政策提言に努めること。

### （議決責任）

第3条 議会は、議決責任を認識するとともに、議決によって自治体の意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる活動原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の場であること、及び合議制の機関であることを認識し、議員間で議論を深めること。

(2) 自己研さんと資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動をする事。

(3) 市政全般について市民の意見を把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

(市民と議会の関係)

第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会及び政策検討会を原則公開するものとする。

2 議会は、議決の結果並びに審議及び調査の経過について市民に報告するとともに、市政全般について市民の意見を把握するための議会報告会を開催しなければならない。

3 議会は、市民の意見及び知見を議会の審議に反映させるため、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、必要に応じてこれらの提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(市長等と議会の関係)

第7条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、次に掲げるところにより、市長等との緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における一般質問は、論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うことができる。

(2) 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議会は、市長等が提案する重要な政策については、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(議決事件)

第 8 条 議会は、団体意思決定機能及び監視機能を発揮するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件を追加するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件は、別に条例で定める。

(議員間討議)

第 9 条 議会は、言論の場であることを認識し、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議若しくは審査又は調査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

(委員会の運営)

第 10 条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(政策検討会)

第 11 条 議会は、市政に関する重要な課題に対して共通認識と合意形成を図り、政策提言及び政策立案を行うため、政策検討会を開催するものとする。

(議員研修)

第 12 条 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(政務調査費)

第 13 条 会派及び議員は、福井市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年福井市条例第 7 号）の定めるところにより、調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、活動記録簿、領収書等を適正に管理し、その使途の透明性を確保しなければならない。

2 会派及び議員は、政務調査費の収支報告書について、市民に対し、自ら説明責任を果たさなければならない。

3 議会は、会派及び議員による政務調査費の適正な執行に資するため、必要に応じ

、その執行に係る運用の基準等を点検するものとする。

(議会図書室)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第15条 議会は、議会の政策提言及び政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めるものとする。

(議会広報)

第16条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、議会広報活動に努めるものとする。

2 議会は、広報広聴機能の充実のため、広報広聴部会を設置する。

(政治倫理)

第17条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の信頼に応えるためその品位を保持するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第18条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たって議員が提案する場合は、社会経済情勢、本市の財政状況等を考慮するものとする。

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。